

日本ミュージアム・マネジメント学会 理事選挙規定

(目的)

第1条 この規定は、本学会会則第13条1項に基づき理事の選挙について規定する。

(選挙管理委員会)

第2条 選挙の事務は、選挙管理委員会（以下、委員会という）が管理、運営する。

2. 委員会は、会長から委嘱される個人会員3名をもって、役員改正が行われる総会開催予定期日の6か月前までの、その都度構成される。

(選挙権および被選挙権)

第3条 選挙権および被選挙権を有する者は、2月末日現在で総会開催日までに満1年間個人会員であって、会費を完納しているものとする。

(選挙の方法)

第4条 本学会理事選挙に立候補しようとする者は、個人会員2名の推薦を得て、定められた期日内に委員会に届け出なければならない。

2. 委員会は、理事に立候補した者および理事会が推薦した者の全員を被選挙人名簿に登録する。

3. 委員会は、被選挙人に対し本学会理事選挙における立候補の意思の有無および資格の確認をしなければならない。

4. 委員会は、被選挙人が30名を超えた場合は、被選挙人に基づいて、郵便投票を行う。

5. 投票は無記名とし、委員会から送付された規定の投票用紙を用い、30名連記によって行う。

6. 次の投票は無効とする。

(1) 投票用紙に署名もしくは捺印したもの

(2) 30名以上、定数を超えて連記したもの

(3) 投票の到着が指定の締切日をすぎたもの

その他、投票の効力について疑義のあるものは委員会の決定による。

(選挙の実施の要領)

第5条 この他、選挙の実施に伴う細目については委員会がこれを定める。

(理事候補者名簿の作成)

第6条 委員会は、投票の結果、得票順に上位30名以内の者を理事候補者として名簿に登載し、次点となった者2名の補欠候補者を添えて総会前の理事会開催日までに会長あてにその名簿を提出する。

2. 会長は、委員会から提出のあった理事候補者名簿を理事会に報告し、総会に役員改選の議案として提出する。

この規定は2009年1月27日から施行する。

(注)

第2条 選挙管理委員会の委員は被選挙人とならない一般正会員に委嘱されるものと考ええる。